

一般事業主行動計画

一般事業主行動計画を策定いたしました。

平成17年4月、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ育つ環境を整備するための法律として、「次世代育成支援対策推進法」※1)が施行されました。

また、その次世代育成支援対策推進法が平成21年4月に改正され、従業員数が101人以上の企業は「一般事業主行動計画」※2)を策定し、同計画の公表及び従業員への周知が義務となりました。

この法律に基づき、当事業団では従業員が仕事と子育てを両立できるよう、「一般事業主行動計画」を策定し、ここに公表いたします。

※1)次世代育成支援対策推進法

わが国の急速な少子化の進行を踏まえ、次世代を担う子供が健やかに生まれ育つ環境の整備を図ることを目的とした法律で、また平成17年(2005年)から10年間の時限立法であったが、更なる推進強化を図るため、改正され令和7年(2025年)3月31日まで10年間延長された。

※2)一般事業主行動計画

企業が子育てをしている労働者等の就業生活と家庭生活の両立を支援するための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などの取り組みを行うために、3つの事項(計画期間・目標・目標達成のための対策)を盛り込んだ計画を長崎労働局へ届け出るものである。

令和3年3月1日

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

当事業団では、職員が働きやすい環境を作ることによって、出産後も職場復帰できるようにするため、次のように行動計画を策定しています。

1. 計画期間 令和3(2021年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日

2. 雇用環境整備に関する事項

妊娠中や産休・育休復帰後の職員が働きやすい環境整備

目標1:ハラスメントに対する窓口の強化

《対策》

令和3年3月 相談先窓口の追加(外部に新設、内部に追加)

令和3年3月～ 相談窓口について職員に周知

目標2:就業管理システムを導入し、労務管理を行い、ワークライフバランスを図る

《対策》

令和3年3月 システム導入について検討

令和3年10月～ システム運用